

学校感染症と出席停止について

川崎市立千代ヶ丘小学校

○学校は、集団で過ごす場であることから、感染症が発生した場合は、感染症拡大を防ぐために学校保健安全法19条により出席停止等の措置をとることとされています。

○登校停止期間は川崎市医師会で次の通り統一されています。また登校を再開する際には川崎市医師会と連携し、「登校許可書」を学校に提出していただくよう協力をお願いします。用紙は医療機関にあります。(医療ひっ迫を防ぐため、当面の間、インフルエンザ、新型コロナ感染症を除く)

○登校許可書の発行には川崎市内医療機関の場合、500円(税別)の文書料がかかりますが、集団感染を防ぐためにご協力くださいますようお願いいたします。

分類	病名	登校停止期間	登校許可書の要否
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日(幼児3日)を経過するまで	当面は否
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	要
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで	要
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現後5日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで	要
	風しん	発疹が消失するまで	要
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	要
	咽頭結膜熱(プール熱・アデノウイルス)	主要症状(発熱、咽頭及び結膜の発赤)消失後2日を経過するまで	要
	流行性角結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	要
	急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	要
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで	当面は否
第3種	溶連菌感染症	抗菌剤治療開始後24時間を経て全身症状がよくなるまで	要
	その他の感染症(手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎等)	主治医が出席停止の指示をした場合に出席停止となる場合があります。学校までお問合せください。	出席停止扱いの場合は必要